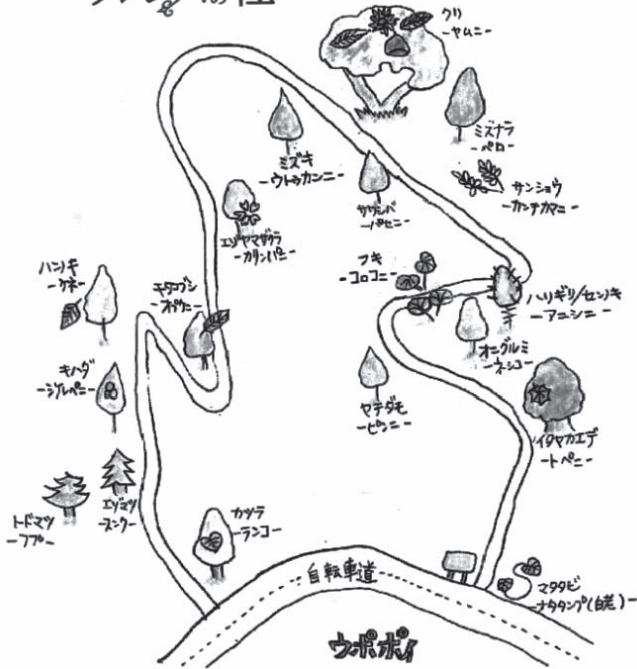




学び豊かな杜を願う「ウレシパの杜」 散策路が完成

本年度はアイヌ民族有用樹木の名板に二次元コード取り付け

ウレシパの杜



令和2年4月に発足したNPO法人「ウレシパの杜」（山田和子代表、現在会員数25人・団体6）が、「地元アイヌ民族の世界観や文化を五感で学べる場を」と、町と林野庁の協力を得、ウポポイ横の土地の整備を始めました。

趣旨に賛同した会員たちが、休日などを利用した手弁当で2年ほどを掛け、腰まであった笹を刈り、アップダウンを歩いて十数分の散策路（約300m）を整備しました。

本年度はアイヌ民族の知恵がうかがえる有用樹木のカツラやハリギリ、ミズキなど約10種目の樹木名板に二次元コードを貼り、スマートフォンでそれぞれの説明が聞ける



ようにしました。森の笹刈りと整備を続け、森づくりの勉強会などを予定しています。山田代表は「縄文から自然とともに生きてきた人たちの世界観があります。白老だからこそその気づきを大切に、肩ひじを張らない活動を」と話していました。同団体への連絡はヤマダリビング内、☎82-2345へ。

相
談
問
い
合
わ
せ
先

布団の訪問販売業者にご注意ください！



事
例

数十年前に購入した業者を名乗り布団業者が訪問「以前に頼まれていた布団ができた」と言うが覚えがなかった。注文していないと伝えると「書面があるはずだ」と家に上がり込んできた。キャンセルすることになったがキャンセル料を請求され、支払いをした。書面は業者が持ち去ったので連絡先は分からない。

購入履歴のある顧客の名簿を何らかの方法で入手し「点検」と称したり、注文した事実がないのに「注文していた布団ができた」などと言って家に上がり込む業者がいます。購入した事業者をかたる場合もあり、以前に訪問販売で購入した経験がある方は要注意です。

◆注文していない場合、支払いの義務はありません。訪問販売に該当する場合はクーリング・オフが可能です。

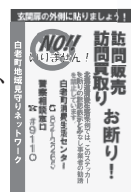
「訪問販売」に該当する場合、事業者は契約内容を明らかにした書面を交付する義務があります。消費者は書面を受け取ってから8日間は無条件で解約が可能です。

→連絡が取れないと対応できません。契約書面、領収書等契約に関わる資料は必ず手元に残しましょう。

◆在宅時も玄関は施錠！訪問販売お断りステッカーも活用してください。

「北海道消費生活条例」ではこのステッカーを「勧誘断りの意思表示」とみなし、ステッカーが貼られているお宅に対する事業者の訪問・勧誘を禁止しています。

→事業者がステッカーの存在を知りながら消費者宅を訪問する行為は条例違反です！ステッカーは消費生活センターで無償で渡しています。



消費生活
豆
知識

警察相談窓口#9110 (24時間年中無休対応) / 消費者ホットライン188 (最寄りのセンターに接続)

町消費生活センター
生活環境課 町民生活グループ
☎82-2265